

昭和の森活性化施設整備・運営事業の優先交渉権者を決定しました ～自然環境を活かした、新たなアウトドアアクティビティの場を創出します～

千葉市では、昭和の森のさらなる魅力向上を図るため、令和8年度で老朽化に伴う宿泊施設の利用が終了するフォレストビレッジを含めた区域において、令和9年度以降の運営事業者の公募を行いました。

このたび、本事業の優先交渉権者を決定しましたので、お知らせします。

1 優先交渉権者

名称 株式会社 R. project

所在地 千葉県安房郡鋸南町大六1032

代表者 代表取締役 丹埜 倫

2 提案概要

(1) コンセプト

「CAMPus (キャンパス) 千葉 昭和の森

～都市と自然が織りなす昭和の森で『生きる力』を育む場所～

※CAMPus (キャンパス) とは、自然の中で経験を共有する「CAMP (活動)」の場で、年齢や立場を超えて誰もが当事者になれる「us (私たち)」の居場所を構築したいという思いが込められた言葉です。

(2) 事業概要

「サッカーや野球等のスポーツ合宿および企業や学校団体等の研修事業」と「テント泊に加え新たな滞在ニーズにも対応したキャンプ事業」を軸に、にぎわいのある林間レクリエーションの場を創出します。新たなことに「チャレンジ」する機会を提供し、利用者の主体的な体験を通じて、「生きる力」を育む拠点を構築します。

なお、施設の営業期間は20年間を予定しています。

(3) 主な整備内容

ア 合宿・研修事業

- ・フルピッチのサッカーコート
- ・宿泊・共用棟

イ キャンプ事業

- ・オートキャンプ場
- ・トレーラーハウス型宿泊施設

※優先交渉権者の提案内容であり、詳細は今後の協議により決定します。



全景(イメージパース)



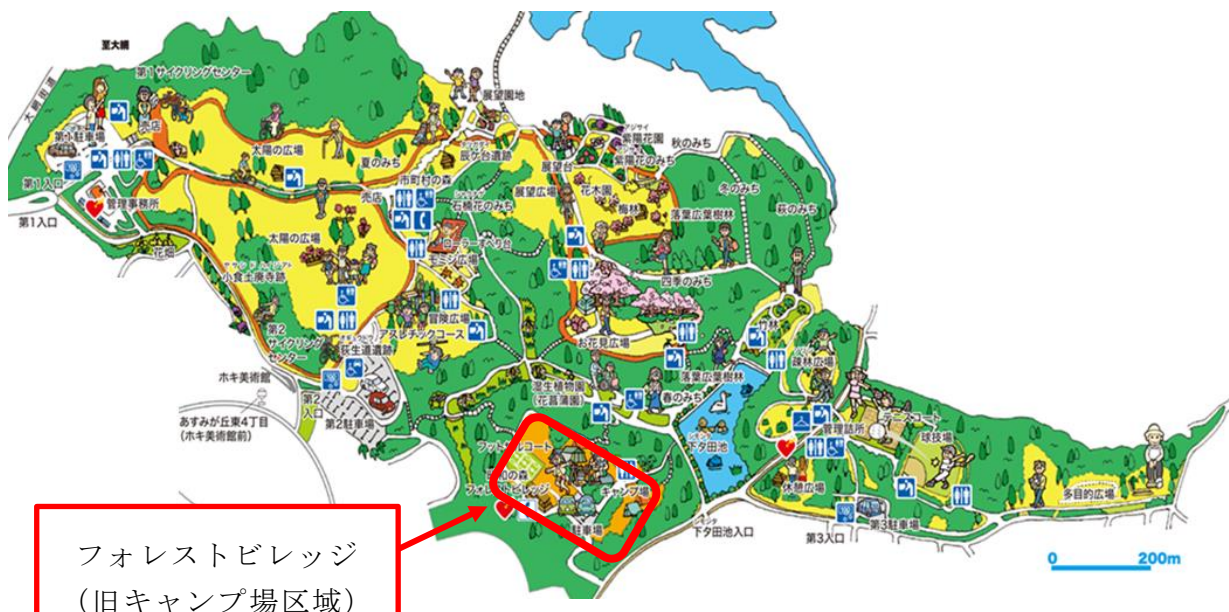
宿泊・共用棟、トレーラーハウス型宿泊施設
(イメージパース)

3 これまでの経緯および今後のスケジュール（予定）

令和7年12月24日	募集要項の公表
令和8年3月13日	提案書の締切（1者から提案）
4月16日	千葉県公園等活用事業者選定委員会（有識者）の評価
5月26日	千葉県公園等活用事業者選定会議による優先交渉権者の決定
6月頃	基本協定の締結
令和9年度	千葉市による既存施設の解体撤去工事実施
令和10年4月頃	活性化施設整備工事着手
令和11年夏頃	供用開始

<参考>昭和の森の概要

- (1) 設置年 昭和50年
- (2) 所在地 千葉市緑区土気町22
- (3) 公園面積 105.8ha（うち今回の提案面積は約3.7ha）
- (4) 主な公園施設
太陽の広場、多目的広場、展望台、サイクリングコース、湿生植物園、スポーツ施設（庭球場、球技場）、フォレストビレッジ（旧キャンプ場区域）
- (5) 現在の管理について
 - <昭和の森全域（スポーツ施設、フォレストビレッジを除く）>
指定管理者制度により公園全域を管理しています。
 - ・指定管理者 株式会社日比谷アメニス東関東支店
 - ・指定管理期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
 - <昭和の森スポーツ施設>
指定管理者制度によりスポーツ施設（野球場1面、庭球場8面）を管理しています。
 - ・指定管理者 スポーツクラブNAS株式会社
 - ・指定管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
 - <昭和の森フォレストビレッジ>
管理許可制度により、宿泊施設およびキャンプ場を管理しています。
 - ・管理者 株式会社R.project
 - ・管理許可 平成26年4月1日から令和9年3月31日まで



昭和の森案内図